

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

電算システムの取扱い

電算システム統合については、次の基本的考え方により、合併時にシステムを統一する。

住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時からの確実かつ安定稼動を最優先としたシステム統合に努める。

個人情報保護など住民情報の安全性を優先したシステムの構築を図る。

システム導入にあたっては、可能な限り初期コストの圧縮を図るとともに、導入後の運用面における経費も考慮する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会